



Press Release

報道機関 各位

資料提供 平成28年11月29日
総務部 総務課 公益法人班
担当者 副主幹（兼）班長 安杖 一
主 事 小河原 信秀
TEL 018-860-1057
美の国あきたネット掲載 有

公立大学法人国際教養大学の中期目標に係る 業務の実績に関する評価について

秋田県地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法第30条第1項の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学の中期目標（中期目標の期間：平成22年4月1日～平成28年3月31日）に係る業務の実績について評価を行い、その結果を法人に通知するとともに、知事に報告しましたので、お知らせします。

【評価結果】

- 全体評価調書及び項目別評価結果については、別添のとおりです。
- 項目別評価調書については、美の国あきたネットを御覧ください。

【評価委員会委員長コメント】

別紙1を御覧ください。

【評価基準】

別紙2を御覧ください。

【参 考】

秋田県地方独立行政法人評価委員会委員名簿 等
別紙3を御覧ください。

公立大学法人国際教養大学の中期目標に係る業務の実績に関する全体評価調書
(中期目標の期間：平成22年4月1日～平成28年3月31日)

全体評価

事業の達成状況について

全体として計画を順調に実施していると認められる。

- 教育の質の向上及び充実については、卒業時のTOEFLスコアの取得率が年々上昇しており、一定の成果が認められる。目標の達成に向けて更なる取組が求められる。
- 学生の確保については、一般選抜試験倍率は数値目標を達成しているものの、県内出身入学者数は数値目標を下回っており、達成に向けて更なる取組が求められる。また、大学院の収容定員の充足に向けて一層の取組が求められる。
- 研究の質の向上及び充実については、「大学の世界展開力強化事業」や「グローバル人材育成推進事業」の採択による取組等により、国外の大学の学生や教員との学術交流の促進が行われており、極めて高く評価される。
- 地域社会との連携については、東アジア調査研究センター・地域環境研究センターを統合したアジア地域研究連携機構により、調査研究結果の地域への還元が引き続き行われることが望まれる。

財務状況について

全体として計画を順調に実施していると認められる。

- 「大学の世界展開力強化事業」、「グローバル人材育成推進事業」、「スーパーグローバル大学創成支援事業」などの採択を受け、長期的に外部資金の確保が図られていることは評価される。

法人のマネジメントについて

全体として計画を順調に実施していると認められる。

- 施設設備の整備については、教育・研究に影響しないように取り組むことが望まれる。

組織、業務運営等に係る改善事項等について

組織、業務の運営等に関し、特に改善を勧告すべき点はない。

項目別評価結果（国際教養大学）

評価項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	自己評価	評価
I 教育研究に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A	A	A
1 教育の質の向上及び充実	A	A	A	A	A	A	A	A
(1) 卓越した外国語運用能力の養成	A	A	B	A	B	B	A	B
(2) 「国際教養」教育の推進	A	A	A	A	A	A	A	A
(2)-1 グローバルな教養	A	A	A	A	A	A	A	A
(2)-2 基盤教養教育	A	A	A	A	A	A	A	A
(2)-3 専門教養教育	A	A	A	A	A	A	A	A
(2)-4 教職課程	A	A	A	A	A	A	A	A
(3) 留学生に対する教育の充実	A	A	A	A	A	A	A	A
(4) グローバル・コミュニケーション実践に係る専門職大学院教育	A	A	A	A	A	A	A	A
2 学生の確保	A	A	A	B	B	B	A	B
(1) 県内外からの学生の受け入れ	A	A	A	B	B	B	A	B
(2) 留学生の受け入れ	A	A	A	A	A	A	A	A
(3) 社会人等学生の受け入れ	A	A	A	A	A	A	A	A
(4) 大学院学生の受け入れ	B	B	B	B	B	B	B	B
3 学生支援	A	A	A	A	A	A	A	A
(1) 学習の支援	A	A	A	A	A	A	A	A
(2) 学生生活の支援	A	A	A	A	A	A	A	A
(3) 進路指導及びキャリア支援	A	A	A	A	A	A	A	A
4 研究の質の向上及び充実	A	A	A	A	S	A	A	A
(1) 「国際教養」教育に資する研究の推進	A	A	A	A	S	A	A	A
(2) 研究成果の集積と公表	A	A	A	A	A	A	A	A
(3) 学術交流の促進	A	S	S	A	S	A	S	S
II 社会貢献に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A	A	A
1 教育機関との連携	A	A	A	A	A	A	A	A
(1) 地域の学校等との連携	A	A	A	A	A	A	A	A
(2) 県内高等教育機関との連携	A	A	A	A	A	A	A	A
2 国際化推進の拠点	A	A	A	A	A	A	A	A
(1) 卒業生及び留学生ネットワークの形成	A	A	A	A	A	A	A	A
(2) 東アジア交流等の促進	A	A	A	A	A	A	A	A
3 地域社会との連携	A	A	A	A	A	A	A	A
(1) 多様な学習機会の提供	A	A	A	A	A	A	A	A
(2) 地域活性化への支援	A	A	A	A	A	A	A	A
(3) 大学資源の活用と開放	A	A	A	A	A	A	A	A

評価項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	自己評価	評価
III 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	A	A	A	A
1 業務運営の改善及び効率化	A	A	A	A	A	A	A	A
(1) 組織運営の体制	A	A	A	A	A	A	A	A
(2) 大学運営の高度化	A	A	A	A	A	A	A	A
(3) 人事の最適化	A	A	A	A	A	A	A	A
2 財務内容の改善	S	S	A	A	S	A	A	A
(1) 財政基盤の強化	S	S	A	A	S	A	A	A
(2) 経費の節減	A	A	A	A	A	A	A	A
3 自己点検評価等の実施及び情報公開	A	A	A	A	A	A	A	A
(1) 自己点検評価等	A	A	A	A	A	A	A	A
(2) 情報公開	A	A	A	A	A	A	A	A
4 その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	A	A	A	A	A
(1) 安全管理体制の整備	A	A	A	A	A	A	A	A
(2) 教育研究環境の整備	A	A	A	A	A	A	A	A
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	A	A
1 予算	A	A	/	/	/	/	/	/
2 収支計画	A	A	/	/	/	/	/	/
3 資金計画	A	A	/	/	/	/	/	/
V 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	-	-
VI 重要な財産の譲渡等に関する計画	-	-	-	-	-	-	-	-
VII 剰余金の使途	A	A	A	A	A	A	A	A
VIII 地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	A	A
(1) 施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	A	A
(2) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	A	A
(3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に係る計画	A	A	A	A	A	A	A	A
(4) その他法人の業務運営に関し必要な事項	-	-	-	-	-	-	-	-

評価基準	評価
特に優れた実績を上げている。	S
年度計画どおり実施している。（100%以上）	A
概ね年度計画を実施している。（80%以上100%未満）	B
年度計画を十分には達成できていない。（80%未満）	C
業務の大幅な改善が必要。	D

公立大学法人国際教養大学の中期目標に係る
業務の実績に関する評価結果について

平成28年11月29日

秋田県地方独立行政法人評価委員会

委員長 西 田 眞

秋田県地方独立行政法人評価委員会は、この度、公立大学法人国際教養大学の中期目標（中期目標の期間：平成22年4月1日～平成28年3月31日）に係る業務の実績について評価を実施し、評価結果を取りまとめました。評価に関する委員長としての所見は次のとおりです。

- 全体評価については、中期目標に係る業務運営は、全体として概ね順調に実施されており、特に改善を勧告すべき点はない。
- 項目別評価については、大項目全てがA評価である。
- 教育の質の向上及び充実については、卒業時のTOEFLスコアの取得率が年々上昇しており、一定の成果が認められる。目標の達成に向けて更なる取組が求められる。
- 学生の確保については、一般選抜試験倍率は数値目標を達成しているものの、県内出身入学者数は数値目標を下回っており、達成に向けて更なる取組が求められる。また、大学院の収容定員の充足に向けて一層の取組が求められる。
- 研究の質の向上及び充実については、「大学の世界展開力強化事業」や「グローバル人材育成推進事業」の採択による取組等により、国外の大学の学生や教員との学術交流の促進が行われており、極めて高く評価される。

【お問い合わせ先】

秋田県地方独立行政法人評価委員会

事務局：秋田県総務部総務課

業務の実績に関する項目別評価基準について

○評価基準は評価委員会で決定し、評価については項目別評価と全体評価により行う。

項目別評価 … 中期目標及び中期計画に掲げた各項目の達成状況を総合的に勘案し評価する。

全体評価 … 項目別評価の結果を踏まえ、事業の達成状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

○項目別評価の評価区分と評価基準

区 分	基 準
S	特に優れた実績を上げている
A	中期目標に係る業務を順調に実施している (達成度が100%以上)
B	中期目標に係る業務を概ね順調に実施している (達成度が80%以上100%未満)
C	中期目標に係る業務を十分に実施できていない (達成度が80%未満)
D	業務の大幅な改善が必要である

【 参 考 】

○ 秋田県地方独立行政法人評価委員会委員名簿

委員長	西田 眞	国立大学法人秋田大学大学院理工学研究科 教授
委員長代理	佐藤 隆夫	株式会社あきぎんリサーチ&コンサルティング 代表取締役
委員	北林 孝雄	公認会計士
委員	坂本 哲也	一般社団法人秋田県医師会 副会長 医療法人久盛会 秋田緑ヶ丘病院 統括顧問
委員	佐藤 家隆	一般社団法人秋田県医師会 副会長 佐藤医院 院長

○ 平成28年度における評価委員会開催実績

日 時	会 議 内 容
6月27日	第1回評価委員会（国際教養大学の平成27年度財務諸表及び積立金の繰越の承認に係る意見についてほか）
7月14日	第2回評価委員会（年度評価に係る各法人からの事情聴取ほか）
7月22日	第3回評価委員会（年度評価に係る各法人からの事情聴取ほか）
8月18日	第4回評価委員会（年度評価の評価協議、評価案の審議ほか）
10月6日	第5回評価委員会（国際教養大学の中期目標に係る業務実績に関する事情聴取ほか）
11月1日	第6回評価委員会（国際教養大学の中期目標に係る業務実績に関する評価協議、評価案の審議ほか）

○ 地方独立行政法人法

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第28条 略

2 略

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。